

日本科学者会議 京都支部ニュース 7月号 No.365

2014年7月14日発行

〒604-0931 京都市中京区二条通寺町東入榎木町95-3 南館3階

Tel/Fax : 075-256-3132

E-mail : jsa-kbranch3132@mbox.kyoto-inet.or.jp

URL : <http://web.kyoto-inet.or.jp/people/jsa-k/>

ゆうちょ銀行振替口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：01050-6-18166

ゆうちょ銀行総合口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：14480-2800181

上記総合口座を他金融機関からの会費振り込みの受取口座として利用される場合は以下の内容を指定して下さい。

店名：四四八（読み ヨンヨンハチ）、店番：448、預金種目：普通預金、口座番号：0280018

目次

- 「福井地裁判決報告集会 in 京都 大飯原発を止めよう！」(6/28)・参加報告2
- ◆ 『日本の科学者』読書会6月例会(6/20)の報告.....4
- ◆ 7月、8月の京都支部関連行事案内5
- ☆ 大飯原発運転差止訴訟の原告になってください！.....6
- ★ JJS 近畿サポーター会議(6/22) 報告.....6
- ★ 支部幹事会(6/20)・事務局(7/4) だより7
- 寄稿：大学・研究機関における女性研究者研究活動支援事業をめぐって(その3) 8
- 寄稿：戦後最も劣悪な、憲法違反重ねる安倍晋三首相主導の「ファシスト的憲法
解釈・集団的自衛権行使容認」は人道に対する犯罪です10
- 寄稿：JSA を人権・平和探求の自立的科学者集団に.....11
- ※ 編集後記.....12

今年度会費早期納入のお願い

＜財政担当幹事・鈴木＞

5月1日より会計上の新年度に入りました。支部の運営には毎月25～30万円が必要です。全国事務局への会費は毎月全員分を前納しており、そのお金はその時点までに納入された会員の会費でまかなっています。（同様に2013年度以前の会費未納者の全国への会費は、既納会員の会費で立て替えてすでに支払い済みです。）未納の方は早期納入をぜひともお願いします。支部ニュース6月号に振替用紙を同封しました。

福井地裁判決報告集会 in 京都 大飯原発を止めよう！ (6/28)

参加報告 (1) 関西電力大飯原発訴訟における福井地裁判決をめぐって

富田道男 (原告団世話人)

去る6月28日(土)の午後、「福井地裁判決報告集会 in 京都 大飯原発を止めよう！」がキャンパスプラザの第2講義室を借りて開かれ、満席の盛況でした。この集会は、5月21日(水)に福井地裁が出した「大飯原発3、4号機運転差止請求事件」に対する判決について、同様の大飯原子力発電所運転差止等請求事件を京都地裁で係争中の京都脱原発原告団・弁護団の呼び掛けで、京都の脱原発運動に取り組む諸団体・組織による実行委員会が開催したものです。

福井訴訟は、京都訴訟の提訴より1日遅れの、2012年11月30日(金)に提訴されましたが、8回の口頭弁論が開かれて2014年3月27日(木)に結審し、5月21日(水)に判決が出されました。幾度聞いても聞き惚れる判決の主文第1「被告は、別紙原告目録1記載の各原告に対する関係で、福井県大飯郡おおい町大島1字吉見1-1において、大飯発電所3号機及び4号機の原子炉を運転してはならない。」は、全国で粘り強く繰り広げられている脱原発運動の成果でしょう。しかし、油断はできません。関西電力がただちに控訴したので、判決は確定せず裁判はまだ続きます。

福井訴訟に比べてスローテンポの京都訴訟は、第3回口頭弁論後に、裁判官全員が交代し女性裁判長の法廷で、福井判決と同じ日に第4回口頭弁論が開かれ、次回の第5回口頭弁論は4か月後の9月30日(火)に開か

れます。

6.28 実行委員会の速報によると、集会は、配付用に330部用意した資料が足りなくなり、20部増し刷りする盛況でした。また1人700円の参加費が合計23万円あまりとなり、全体として赤字会計にならずに済んだようで、近くまとめの実行委員会が開かれる予定です。

集会の様子は、IWJのWebsite

(<http://iwj.co.jp/wj/open/archives/149368>)のUSTREAM 動画で視聴することができます。是非ご覧ください。

受付係りを担当した私は、一杯になった会場には入らず出入り口の近くで、会場から漏れてくる声を時々聴いていましたが、その中で一番印象に残ったのは福井訴訟の松田正原告団事務局長が「原告の仕事はお金集めです、資金援助は非常に有難かった」との言葉でした。京都訴訟でも、半数近くの原告がメールの使用ができないという状況があり、裁判日程など世話人会(事務局)が連絡すべき事を書面送付とする場合の送料をどうするかという問題を抱えています。すでにいくばくかの寄付金がありますが、2000人を超える原告への通信費捻出の課題があります。その意味で、上記の松田事務局長の言葉は、189人の原告団活動を控訴審でも支えなければならないという大層重みのあるものだと感じました。

註：国語辞典によると、公開の裁判審理を民事訴訟では口頭弁論といい、刑事訴訟では公判と言うそうです。

参加報告 (2) 「大飯原発運転差し止め」判決

山口進次

6月28日福井の原告団・弁護団を招いて行われた「福井地裁判決の報告集会 in 京都」に参加した。主催者が用意した330部の資料も不足するほど参加者が多く、この判決に対する関心の大きさを示すものと思われた。

国内でも筆頭の保守王国福井県で、お上に逆らう原発設置の反対運動はどれほど苦難の道であったか……。今から40年前小浜市に原発の誘致が決まった時、これに異議を唱えようとした人は僅か3名であった。その後、人集め、金集めに苦労しながらやっと189名の人が大飯原発差し止め裁判の原告になってくれるところまで来た。原発が停止しているうちに判決が出ないと、稼働してからでは

ますます闘いは苦しくなる。

2014年5月21日福井地裁の樋口英明裁判長は、異例の速さで大飯原発3、4号機の運転差し止めを命ずる判決を出した。要旨は憲法の根幹をなす13条及び25条における「人格権」が他の何よりも優先されるべきであるというものである。判決文は理路整然と組み立てられ、格調高いものになっている。特に原発の安全神話や地球温暖化に役立つなどといった誘導を厳しく糾弾している。安倍内閣が進める大企業優先の国策を真っ向から覆す画期的な判決であった。司法にもまだ正義は存在していた。樋口さんのような裁判官を今後私たち世論が守る番だ。

参加報告 (3) 「福井地裁判決報告集会 in 京都」に参加して

上野鉄男

妻を誘って標記の報告集会に参加したが、定員300名を超える会場は満席で立っている人も見られるほど、盛況であった。報告を聞いて、判決文のすばらしい内容とそれを引き出した取り組みがどのようなものであったかがよくわかった。妻が会場で「大飯原発差し止め訴訟」の原告参加申込書を書いたので、集会に参加して二重によかったと思った。

印象に残ったことは以下のようである。中畠福井原告団代表は、小浜市における原発反対運動の歴史について説明し、裁判においては代表自らと福島原発事故で金沢に避難した人を含む8人の意見陳述に力を注いだことと陳述の主な内容を紹介したが、それらは感動的なもの

であった。笠原福井弁護団事務局長は、判決は内容がすばらしいと同時に文章も美しいと述べ、原告の意見陳述に裁判官が耳を傾けたことがこの判決を引き出した大きな要因であると説明した。出口京都弁護団長は、判決は「信じられない内容」であり、「一筋の大きな光が差し込んだ思いがする」、「歴史に残る判決である」と評価し、「裁判官の思想を語る判決であると受けとめている」と述べた。その適切な説明に対して、京都の裁判にもこのような人が携わっていることに心強さを感じた。

参加報告 (4) 「福井地裁判決報告集会 in 京都」に参加して

伊藤武夫

集会に参加した人びとの顔は皆、穏やかで確信に満ちていた。福井原告団事務局長の笠原弁護士が、①原発は万が一にも事故が起こらないこと、②設置許可処分の取り消しは、看過しがたい過誤欠落や不合理があるかないかで判断されるべき、③その立証責任は、原則は原告だが、まず不合理のないことを被告が立証しなければならない、と3つ要点に沿って説明されたが、私もその直向きな姿勢に感動した。

判決では、原告・大飯原発関連住民が「本件原発の運転によって直接的にその人格権が侵害される具体的な危険があると認められるから、これらの原告らの請求を容認すべきである」という。被告・関電側の原発運転の合理性についての主張は退けられた。頭の悪い私もこの集会に出て得心がいった。京都地裁の大飯原発差止訴訟でも、さらに原告側の知恵を豊にしなければならない。

『日本の科学者』読書会6月例会の報告

今月は、5月号のレポートと6月号のレビューをそれぞれ1編ずつ読みました。

レポートは「大学における教養の否定について ―第二外国語教育再考」と題する宮崎大学の杵淵博樹さんの論文を、宗川吉汪さんが解説しました。中教審が2006年に出した「我が国の高等教育の将来像」なる答申にはじまり、2008年の「学士課程の構築に向けて」を受けて、全国の大学において「学士課程教育の検討」が始められました。本論文はその宮崎大学版に対する論考です。大学関係者が多い支部幹事の皆さんは、それぞれの大学における状況から、第二外国語の切り捨てなど諸「改革の本質」は、特に目新しいことではなく、経費の偏重配分のための「経費節減」策であり、「学術研究を資本の利潤のために行わせる」方便であるとの説明に頷いておられました。

続いて、東京支部の長田好弘さんのレビュー「日本における科学者運動の条件と課題」を富田が解説しました。長田さんは、いま科学者会議が直面している会員数の1970年代以降の長期低落傾向をV字回復する取り組みについて触れ、レビューのテーマはV字回復後に改めて執筆されることを期待するとして上で、科学者運動の条件と課題について述べています。科学者会議発足時より変わらない「科学者の会則上の定義」から、研究者、医師、弁護士や院生等が今の日本には84万人いるなかで、本会の会員数がその1%にも満たない状況は、1970年代以降の政府・独占資本による研究体制の再編・組織化攻撃に対して、闘うべき情勢認識が十分でなく、組織的活動に合法則性と科学性を保持しきれなかった結果であろうとしています。この指摘は頷けるものですが、ではどのような情勢分析が

科学者運動に合法則性と科学性を保持しうるものであったかとの分析・指摘が見られないのは物足りないとの感想でした。参加者の中からは、会発足以来、大学や研究機関の職場を中心とする分会活動が、大学・研究機関改

革の中で職員の多忙化が進み維持できなくなったことが、会活動衰退の要因であろうとの意見が出されていました。

(富田道男)

7月、8月の京都支部関連行事案内

1. 関西懇7月例会

日時：7月13日（日）14：00～17：00

場所：大阪支部事務所

テーマ：開発現場の現状と問題点

担当：久志本俊弘さん

2. 第3回幹事会

日時：7月25日（金）18：00～20：00

場所：京都支部事務所

3. 第7回自然科学懇談会

日時：7月26日（土）13：30～15：30

場所：楽友会館 1階会議室

テーマ：「触媒反応の速度と二種類のエントロピー増大則」

講師：安田祐介さん（触媒化学）

4. 京都支部講演会

テーマ：「STAP 事件：日本の科学は大丈夫か？」

日時：7月27日（日）13：00～17：30

場所：京都工繊大 60周年記念館 1階記念ホール

座長：前田耕治

挨拶：富田道男

講演1. STAP 事件がもたらした衝撃（仮題）

二木杉子（大阪支部、大阪医科大学）

講演2. STAP 論文の不正は何故見過されたか

宗川吉汪（京都支部、元 京都工繊大）

講演3. STAP 事件と日本の科学技術政策（仮題）

兵藤友博（東京支部、立命館大学）

討論 司会：左近拓男

5. 読書会

日時：8月2日（土）14：00～

場所：京大法経済学部東館（時計台の二つ北の8階建て）8階東端「リフレッシュ・ルーム」

担当と内容：西牟田祐二さん：『日本の科学者』7月号「学術研究体制の惨状と解決の展望」

6. 第3回事務局会議

日時：8月8日（金）13：30～15：30

場所：京都支部事務所

7. 支部ニュース8月号発行

日時：8月12日（金）13：30～

場所：京都支部事務所

8. 第4回幹事会

日時：8月22日（金）18：00～20：00

場所：京都支部事務所

9. 関西懇8月合宿例会

日時：8月23日（土）～24日（日）

場所：滋賀県高島市

テーマ：労働環境を考える

問合せ、申込先：山口まで (Tel:075-314-1767)

10. 大学評価学会第44回研究会 公開シンポジウム「科学・社会・大学」

日時：8月31日（日）13：00～17：00

場所：龍谷大学（大宮学舎）清和館3階ホール

第1部「科学と社会」池内了（名古屋大学名誉教授，総合研究大学院大学名誉教授）ほか

第2部「大学と社会との対話」朝倉拓也（朝日新聞大阪本社）ほか

共催：京都支部，高等教育研究会

大飯原発運転差止訴訟の原告になってください！

標記訴訟は，現在第一次訴訟（1107名）と第二次訴訟（856名）の原告数合計が1963名となっています．原告10000名を目指して年明けの1月から第三次提訴の原告募集が行われていますが，第三次の申込者は，7月8日現在158名です．今年中になんとか3000名の原告団を実現したいものです．運動を広げて原告数を増やし，京都地裁からも「福井地裁の判断」と同様の「裁判所の判断」を引き出したいものです．原告にまだなっていない方は，訴訟費用5000円が必要ですが，是非お申し込みください．

原告になって下さる方は，「原告参加申し込み」のタイトルで下記あてご一報ください．参加申込用紙等必要書類をお届けいたします．

（1）電子メールの方は；jsa-kbranch3132@mbox.kyoto-inet.or.jpへ

（2）ファックスの方は，075-256-3132へ

（3）郵送の方は，〒604-0931 中京区榎木町95-3 南館3階

日本科学者会議京都支部 気付 原告団世話人宛にお送り下さい．

（原告団世話人 富田道男）

◇◇◇ JJS 近畿サポーター会議報告 ◇◇◇

日時：6月22日（日）13：30～16：30

場所：大阪支部事務所

出席：澤田（世話役，大阪）島影（大阪），長野（大阪），野口（滋賀），宗川（京都）

1 JJS 近畿サポーター会議のあり方について

新年度第1回なので，JJS 近畿サポーター会議の位置づけを再確認した．

2 近況報告

島影さん：EB ウィルスについてのレビューを書いて出した．

野口さん：滋賀支部として原子力防災計画の

提言を行った．原発と木くずの二つが主な活動になっている．美味しんぼ鼻血問題についてスピリッツ編集部が見解を出しているので，参照してもらいたい．

長野さん：大阪支部で神戸民医連医師が講演．榎木英介さんがSTAP細胞で最近活動している．サイエンスカフェでは西成で「カヌーの楽しみ」と題して，障害者の社会活動について報告．次回9月はイラン人に話してほしい．宗川：福井地裁判決の意義について書いた．全国大会で京都支部決議は全文採用には至らなかったが，主張は認められた．NPTにおけ

る核兵器と原発の密接な関係について原水協はあまりよく理解していないのでは、大学破壊法反対、集団的自衛権容認反対の声明をだした。

3 JJS6月号と7月号の批評

出席者からそれぞれ意見が出された。京都支部の読者会での意見を紹介した。

(文責 宗川吉汪)

◆ ◆ ◆ ◆ 支部幹事会・事務局だより ◆ ◆ ◆ ◆

2014年度第2回幹事会（6月20日）および
第2回事務局会議（7月4日）の報告

1. 会員の異動

転入：井村治さんが7月より栃木支部から転入

退会：上野恭平さんが6月末で退会

休会：以下の方々は2012年度13年度会費未納のため5月から休会となった。

木田融男さん、生源寺孝治さん、大月功雄さん、吉野鞆さん、松浦天さん、森脇聡子さん（会費納入後、休会届け）

2. 支部現況

一般会員： 241

特別会費会員： 1

家族割特別会費会員： 3

若手会員： 6

若手特別会費会員： 17

合計：268

読者：3, 会誌贈呈：1

休会会員：一般2, 若手4

3. 会費納入状況

2014年度会費納入率 41%

2013年度会費未納者：一般 18, 若手 5名

4. 入会申込

1名の入会申し込みがあった。

戦争か平和か——「集団的自衛権」反対

日本科学者会議京都支部幹事会

私たちは、いま、平和の大道を歩み続けて繁栄するのか、それとも戦争への迷路にはまり込んで没落していくのか、その大きな分かれ道に立っています。

日本はこれまで、憲法違反の軍隊である自衛隊をもちながらも、憲法9条によって、海外では戦争しない「平和国家」として国際的に認知され、信頼されてきました。

ところが、いま、安倍晋三政権は、欺瞞に満ちた「集団的自衛権」なる考えを持ち込んで、憲法を無理矢理ねじ曲げて解釈し、外国に出向いて行ってまで戦争をしかける「戦争国家」にしようと企んでいます。これは歴代自民党政権ですらできなかったことです。

安倍政権は、憲法解釈の変更を、国民の声を無視して、何が何でも閣議決定だけで行おうと、しゃにむに策動しています。これを許せば、議会制民主主義は崩壊し、ファシズムに道をひらくことになるでしょう。私たちは、このような暴挙を絶対に認めるわけにはいきません。

私たちは、あくまで憲法9条を守り抜き、栄光ある平和の大道を歩み続けることをここに宣言します。

2014年6月20日

5. 集团的自衛権行使容認反対声明文

前ページ掲載の幹事会声明を發表し、6月25日、下記の幹事会声明を發表し、6月25日、以下の関係機関にFaxした。

内閣総理大臣、九条の会、日本弁護士連合会、内閣総理大臣、総合科学技術会議議長、文科
自民党、民主党、社民党、共産党、公明党、公学大臣、日本学術会議議長、自民党、民主党、
明党国会議員 衆議院31名と参議院20名 社民党、共産党、公明党

(文責 宗川吉汪)

6. 学校教育法・国立大学法人法改悪抗議文

関係機関にFaxした。

大学破壊法に抗議する

日本科学者会議京都支部幹事会

第186通常国会で、大学自治の破壊を目的とする、改悪学校教育法・国立大学法人法が成立した。この法案は、大学自治の制度的保障の基礎である教授会の議決権を否定し、学長に対し単に意見を述べるだけの機関に変え、さらに学長の選出権そのものも大学から奪おうとするものである。

経済界は、国際競争に破れ沈没しつつある日本経済を立て直すため、大学を専ら自分たちに役立つ研究・人材養成機関に変えようとしている。一方、安倍晋三政権は戦後レジームの脱却と称して戦後民主主義を否定し戦前の国家主義の復活を企む中で、経済界と呼応して国策（現代版富国強兵）に従う大学づくりを強引に推し進めようとしている。

大学の自治（＝学問の自由）の最後の砦は、大学人による学長公選制ならびに教授会の人事権である。経済界・安倍政権の目的にとって最も邪魔なのがこの「学問の自由」である。かれらは、大学の自治を破壊するため狂奔している。

憲法の保障する学問の自由は、研究・発表・教授の自由を内容とする。学問の中心として大学には時の権力から独立して教育・研究を行うための自治権が歴史的・国際的に保障されている。それは特権ではなく、学問の発展が人類の進歩に不可欠と認められてきたからである。

われわれは、大学破壊を目的とした学校教育法・国立大学法人法の改悪に断固抗議する。

2014年6月20日

寄稿： 大学・研究機関における女性研究者研究活動支援事業をめぐって（その3）

清水 民子

若手女性研究者のキャリアアップ支援プログラム

若手研究者育成事業には、ロールモデル提示；メンター制度；キャリアパスアドバイス；

カウンセリング；インターンシップなどのプログラムが組まれますが、ロールモデルとメンター制度については厚労省が企業向けのマニュアルを作っています。人事管理とパワー

アップの定式として参照しながら、大学での支援策を考えてみたいと思います。

ロールモデル

ロールモデルとは「めざしたいと思う模範となる存在」「スキルや具体的な行動を学んだり、模倣したりする対象となる人材」であり、社内報やイントラネットに紹介記事が掲載されたり、研修や採用活動の際にモデル事例とされることで「周知」されます。

大学の支援事業でも学内外の女性研究者や各界で活躍する卒業生による講演会は定番です。しかし、多忙な院生や若手教員は他専門の人々の話を聴くために時間を割こうという意識状況にはなりにくいのではないかと、企画のターゲットはむしろ進路選択の未確定な低学年の学生なのではないかと、見たところ、その層の参加も少ないという印象です。

メンター制度

メンターとは、ギリシャ神話でオデュッセウスが息子の教育を託したメンートルから転じて「よき指導者」の意になったといえます。指導を受ける人は「メンティ」と呼ばれ、企業では、女性の少ない職域への「異動希望者・異動者」（職域拡大の課題）、「管理職候補者」（登用の課題）、「育休予定者・復職者」（継続就業の課題）などのなかから指名・自薦・他薦によって選ばれ、適当なメンター（直属ライン以外のベテラン）と（個別情報収集の上で）マッチングされ、就業時間内に業務の一環として定期的に面談を重ねます。人事部局

と連携して進めることをマニュアルは奨励しており、人事管理の一環です。

大学では指導教員がメンターの役割も兼ねてきたのが実情でしょう。支援事業として研究指導の直属ラインとは別のメンター制度を設ける所もあるようです。ある大学では、「名誉教授を活用して・・・」ということでした。現職教員が多忙で指導の時間が不足とか、複数の指導教員体制が実質化できないとか、先に改善すべき現状があるという気もします。

研究者が育つための人間関係ネットワークとは？

ロールモデルやメンターの問題は心理学的には、単なるスキルの伝達にかかわる以上に人格的な影響力の問題を含んでいます。ロールモデルの模倣にはモデルに対する「あこがれ」や「愛着」、「同一視」など感情のメカニズムがかかわり、メンターもメンティと同様の感情的結びつきを強めることによって、メンティへの影響力（あるいは支配力）を行使することができます。このような心理機制が「制度」化され、「支援」の名によって利用されることは、研究者の育ちの組織化の問題として警戒心をもって受けとめるべきかもしれません。

参考文献：厚生労働省「女性社員の活躍を推進するためのメンター制度導入・ロールモデル普及マニュアル」2013.3

<http://www.mhlw.go.jp/topics/koyoukintou/2013/03/07-01.html>

**寄稿： 戦後最も劣悪な、憲法違反重ねる安倍晋三首相主導の「ファシスト
的憲法解釈・集団的自衛権行使容認」は、人道に対する犯罪です**

須田 稔

7月2日付『毎日』に、「安全保障法制の整備に関する閣議決定全文〈原文〉」が掲載されました。この9面には、「日本の安全保障政策の歴史」年表と、「憲法、国連憲章と従来の政府解釈」という証言記録も記載されていて、この問題を考える読者への深い配慮を感じ取る事ができ、『毎日』の良識を讃えたいのです。

わたしは、二つの字句表現に注目しました。一つは、「国民の命を守る」です。原文を抜き出します。

「政府の最も重要な責務は、我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うするとともに、国民の命を守ることである。」——国が存在して民がある、という考えですね。主権在民という思想ではないのですね。

「いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを断固として守り抜くとともに」「国民の命と平和な暮らしを守り抜くために必要な国内法制を」「いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを守り抜くためには、これまでの憲法解釈のままであれば必ずしも十分な対応ができないおそれがあることから」「外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し」「それでもなお我が国の存立を全うし、国民を守るために万全を期す必要がある。」——こう何度もくりかえされると、逆に、現実はどうなんだ、と糾問したくなるのですね。

国民の命と暮らしを不安にし瓦解させても平気ではないか、福島原発事故で被災した国民、広島・長崎の被ばく者、水俣病患者への冷酷な対応はどうだ、戦争を指導したA級戦犯は合祀されても夜間無差別焼夷弾空襲で殺された国民は合祀されていない靖国神社を参拝して、「御英霊」に「尊崇」と哀悼を捧げる安倍首相が言う「国民」とはどういう人びとのことでしょうか。

7月3日付『毎日』2面に、伊藤智永氏の「いま靖国から／23」があります。ここに久しぶりに目にする記述がありました。松尾文夫著『銃を持つ民主主義「アメリカという国」のなりたち』（2008・3・11刊。小学館文庫）で初めて知って、日本の政府の理性も良心もない、人道精神もない本性に唖然となったのです。

1945年3月10日の東京に始まり敗戦までの3ヵ月間、67都市に夜間無差別焼夷弾空襲という「日本焦土化」作戦を立案・指揮し、原爆投下部隊もその傘下にあったのは、カーティス・ルメイ米空軍参謀総長だったのですが、その彼に、勲一等旭日大綬章を授与したということを、伊藤智永氏の記述で知りました。推薦したのが小泉純一郎元首相の父・故小泉純也で、池田勇人・佐藤栄作両内閣で防衛庁長官を務めたのです。1964年12月4日の閣議で叙勲を決定したといえます。理由は、航空自衛隊の育成に貢献したから。

この無差別空爆で殺された日本人は約50万人。ルメイ将軍は朝鮮戦争でも人口の20%に相当する約200万人を死亡させ、ヴェトナム戦争では「彼らを石器時代に戻すような爆撃」を主張したのです。こういう人間に外国人として最高の勲章を与える日本人政治家、安倍晋三や高村正彦自民党副総裁の人権感覚も同じ程度に貧困なのでしょう。加害の罪深さも被害の悲痛も味わうことのない、人間らしい想像力も感性も枯渇しているのでしょう。11回使われる「国民の命と暮らしを守る」という言葉は、熨斗（のし）程度の

ものです。幻惑されてはなりません。ウソは大きくて繰り返せば、国民を騙せると、圧制者は思うのです。

もう一つの字句は「国際協調主義に基づく『積極的平和主義』」。3回使用です。日米同盟を強化するために米国の戦争に積極的に参与し戦闘も辞さない、という意味なのです。

日本国憲法の前文は、人類の崇高な理想と目的の達成を誓言しています。殺戮と破壊の20世紀を繰り返してはなりません。日本国に交戦権はないのです。

(2014/7/3)

寄稿： JSA を人権・平和探求の自立的科学者集団に

宗川吉汪

京都支部では、毎年支部大会でJSAの性格を表すキャッチフレーズを作っている。2014年版は「会員相互の学术交流を通して、科学の民主的発展、平和の構築・人権拡大に向けて研究・実践する自立的科学者集団」とした。2013年版は「日本の科学の民主的発展ならびに學術の交流を目的とする団体」であった。

安倍政権の昨今の動向を見るにつけ、日本の進路が容易ならざる方向に向かっていることは明らかだ。このままでは戦争する国になってしまう。大学の自治は崩壊し、民主主義は形骸化し、再びファシズムが横行し、国民・市民の権利は剥奪される。そのうえ、原発事故でも起きたらこの国は一体どうなるのか。

対する国民・市民の抵抗運動は必ずしも強くない。大学では教員自治だけでなく学生自治もない。学園に「集団的自衛権容認反対」の立看一つない。若者は就職活動に翻弄され、一生定職に就けないかもしれない恐怖におび

えている。

どこかに突破口を見出さなければならない。原発ゼロを核兵器廃絶につなげる、9条の会の運動を強め戦争反対の声をあげる、米軍基地（京都ではXバンドレーダー基地）反対デモに行く、学園に抵抗勢力の種をまく、選挙で自公・翼賛勢力を落とす、などなど考えられることは何でもしよう。

中でも知識人の団結は欠かせない。JSAはその中核を担うべきだ。戦後の科学者運動は科学者の戦争協力への痛切な反省から出発した。反戦平和・人権拡大はJSAの原点だ。しかしながら、日本の大学・研究所全体が体制に呑まれてしまった今、会員をそこに求める限り、日本の現状を変革し、科学者の社会的責任をはたしていく科学者組織としてJSAを強化・存続させることは難しい。

“科学者”を“研究者”から“知識人”に、さらには“知の愛好家”へと広くとらえて、反戦平

和・人権拡大の目的に賛同する“知の愛好家”
に JSA への参加を積極的に呼びかけよう。
JSA 会員こそが自立的科学者と定義したい。
JSA を、人権・平和について様々な角度から
科学的に探求すると同時に、その拡大・実現
に向けて実践する自立的科学者集団として再
出発させる、今その時期だ。
『日本の科学者』講読は会員の基本権利で

あり、会費の支払いは基本義務である。運営
責任者は、会員にきちんと『日本の科学者』
を届け、会費を徴収し、支部会報を発行しよ
う。そのため不断に会員名簿を整備しよう。
そして、絶えず活動を提起しよう。活動する
ところ、会員は集まり、仲間が増える。
(全国の事務局ニュースに執筆した記事を転
載しました。)

編集後記：安倍政権は 7 月 1 日に集団的自衛権行使を容認する憲法解釈変更の閣議決定を行った。本紙には、集団的自衛権に反対する JSA 京都支部の声明と容認を告発する須田氏の寄稿文が掲載されている。集団的自衛権の行使を容認する閣議決定は戦争放棄を規定した日本国憲法 9 条をないがしろにする暴挙である。日本国憲法の 9 条や民主的条項は第二次世界大戦で亡くなった多くの人の犠牲の上に生み出されたものであり、9 条の効力を消し去ることは何百万もの大戦の犠牲者の死を単なる無駄死であったということにしてしまう。9 条を持つ日本国憲法は世界に誇るべき平和憲法であり、戦争のない世界を実現すべき唯一の道標であった。将来、全ての国が戦争を野蛮と認識する世の中が来る。集団的自衛権行使を容認する安倍政権の閣議決定は戦争のない世界の誕生を大幅に遅らせてしまう犯罪的行為である。また、安倍政権は、原則全面禁止としてきた武器輸出三原則を廃止、「防衛装備移転三原則」を閣議決定し、武器輸出を認めることにした。日本は平和国家から戦争する普通の野蛮な国に成り下がってしまった。

本紙には、「福井地裁判決報告集会 in 京都 大飯原発を止めよう」に参加した 4 名の会員の報告記事が掲載されている。福島原発事故はまだ終息していない。安倍政権は福島事故にたいする充分な対応や反省もなく、大勢の人の反対意見を無視し、原発の再稼働を急いでいる。安倍政権はアベノミクスと呼ばれる三本の矢からなる政策を打ち出した。二本の矢は大企業の支援やデフレ脱却にある程度の効果を挙げたといわれている。しかし、第 3 の矢である成長戦略は成功していない。大多数の国民は福祉などの負担増や消費税増税による生活必需品の値上がりで前より苦しくなっている。中小企業は燃料や原材料の高騰で経営が圧迫され悲鳴を上げている。第 3 の矢の成長戦略の失敗の原因は、この戦略の中心となる柱が欠けているからにほかならない。この際、エネルギー獲得手段とし未来のない時代遅れの原発を安倍政権はきっぱりと諦め、自然エネルギーに全面的にシフトすべきである。多くの企業や投資家は安倍政権と電力会社の出方を見守っており、安倍政権と電力会社が原発再稼働を目論み限り、自然エネルギーへの取り組みは限定的になり、積極性に欠けざるを得ない。政権と電力会社が原発を諦め明確に自然エネルギーに向かえば自然エネルギーは成長戦略の柱となり、取り組みが全面的に展開されるであろう。

なお、『日本の科学者』は JSA 全国事務局より毎月 10 日に発送される。本紙の発行は『日本の科学者』の発送に合わせ毎月 11 日あるいは 12 日に発行される。本紙も 11 日に発行の予定であった。しかるに、印刷機のインクの不足に誰も気づかず、予備は来週の月曜日（14 日）にのみ入手可である。発行の遅れを会員の皆様にお詫びするとともに、発行のために集まった会員一同は、今後このようなことがないように、予備を使用した次を必ず発注するとのことを申し合わせた次第であります。(KS)